

競争法の国際比較

平成 17 年 11 月 29 日
公正取引委員会事務総局

1 違反行為抑止のための措置等

(1) カルテル・入札談合に対する措置（排除・差止措置等を除く）

	行政上の金銭的不利益処分	刑事罰 (注：括弧内は競争法以外による刑事罰)		損害賠償(注7)
		法人	自然人	
日本	課徴金(事業者のみ)	5億円以下の罰金	3年以下の懲役又は500万円以下の罰金 (刑法上の談合罪として、2年以下の懲役 又は250万円以下の罰金)	無過失損害賠償 民法上の損害賠償
アメリカ (司法省 反トラスト局)	×(注1)	1億ドル又は利得額/損害額の2倍のいずれか大きい額以下の罰金(注5)	10年以下の禁固又は100万ドル若しくは利得額/損害額の2倍のいずれか大きい額以下の罰金(注6)	三倍額損害賠償(注8)
EU	制裁金(事業者のみ)(注2) ・ 上限：直近事業年度における当該事業者の全世界売上高の10%以下	×	×	(加盟国の民法上の損害賠償)
イギリス	制裁金(事業者のみ)(注2) ・ 上限：直近事業年度における当該事業者の全世界売上高の10%以下	×	(企業法上のカルテル罪として、5年以下の禁固又は罰金)	民法上の損害賠償
フランス	制裁金(注2) ・ 事業者に対する上限：違反行為が行われた会計年度以降で、当該事業者の全世界売上高が最も高い会計年度における当該売上高の10%以下 ・ 自然人等に対する上限：300万ユーロ(注3) * 申立書記載の事実について争わず、違反行為の是正を確約した場合には上限額は半額	×	詐取の意図がある場合：4年の禁固又は75,000ユーロの罰金 (刑法上の談合罪として、6か月の禁固又は22,500ユーロの罰金)	民法上の損害賠償
ドイツ	制裁金(注2)(注4) ・ 法人に対する上限：100万ユーロ又は直近事業年度における当該法人の全世界売上高の10%のいずれか大きい額以下 ・ 自然人に対する上限：100万ユーロ * 過失犯における上限額は半額	×	(刑法上の談合罪として、5年以下の禁固又は罰金(詐取の意図がある場合は10年以下の禁固))	損害賠償 民法上の損害賠償

- (注1) 行政上の金銭的不利益処分が設けられていないのは、法制上の理由ではなく、歴史的経緯によるとされている。他法令(証券取引法制、環境法制等)においては、刑事罰のほか、民事制裁金(行政手続によるものを含む。)も存在しており、併科も可能。なお、イギリス、フランスにおいても、他法令において刑事罰と制裁金が併科可能な例も存在している。
- (注2) EU及びその加盟国では、EU又はその加盟国間において複数の制裁(刑事罰、制裁金等)が科される場合については、先の制裁を考慮する旨の判例が確立(イギリスにおいてはその旨を法定)。
- (注3) 自然人については、刑事罰と制裁金の併科の可能性あり。
- (注4) 1つの行為が犯罪(刑事罰の対象)と秩序違反(制裁金の対象)の両方に該当する場合は、犯罪としてのみ処罰される(秩序違反法第21条)。
- (注5) 具体的な罰金額は、連邦量刑ガイドラインに基づき、関連売上高に20%を乗じた額を基礎罰金額とした上で、各種加減算要因に基づき算出された「責任スコア」(スコアに応じて基礎罰金額に乗じる最大/最小乗数が決定)に比例させることにより罰金上限額/下限額を設定し、その範囲を参考として量刑判断により算定。(なお、同ガイドラインの算定方法によれば、罰金額の範囲は関連売上高の15%~80%となる。)
- (注6) 刑事罰の対象は、自然人のみではなく、「法人以外の者」である。
- (注7) いずれの国においても、行政上の金銭的不利益処分と民事損害賠償との調整規定は存在しない。
- (注8) 被害者に生じた損害の補填のほか、法違反に対する抑止的效果等の目的も有する。

(2) 行政上の金銭的不利益処分の概要

	算定方法	算定上の裁量性の有無	賦課に当たっての故意・過失要件の有無
日本	違反実行期間における当該事業者の関連売上高(最大3年間)に一定率(原則10%)を乗じて算定	×	×
アメリカ	(行政上の金銭的不利益処分なし)	-	-
EU	行為の重大性に応じた「見込まれる制裁金」(カルテルの場合は2000万ユーロ超)に、市場シェア、企業規模等による加重調整、継続期間に応じた割増し、を行った額を基準額とした上で、各種加減算要因を考慮して算定	(算定ガイドラインあり)	(注1)
イギリス	直近事業年度における当該事業者の全世界関連売上高に最大10%を乗じた額を基準額とした上で、各種加減算要因を考慮して算定	(算定ガイドラインあり)	(注2)
フランス	各種要因を考慮して算定	(算定ガイドラインはないが、1997年年次報告等で算定上の考え方を提示)	×
ドイツ	各種要因を考慮して算定	(行為の重大性、非難可能性、経済状況を考慮する旨法律に規定。具体的な算定ガイドラインは存在しない)	(注3)

(注1) 判例上、故意又は過失の存在は、過去の事例の蓄積にかんがみ事業者が自らの行為が目的又は効果において競争を制限し得るものであると認識していないはずがない旨を立証すれば足るとされている。実務上も、近年では、「故意又は過失があった」旨の認定さえ必ずしもなされておらず、特に、重大な違反行為(カルテル・入札談合等)については、故意又は過失があったか否かの法的分析はなく、「熟慮された上での違反であった」旨の事実を認定するにとどまっている。

(注2) 実務上は、カルテル・入札談合については、「ある事業者の違反行為が故意又は過失により行われたか否かを検討する場合には、当該事業者又はその他の事業者の類似の行為に対する過去の制限的慣行裁判所の命令の存在等を考慮する」とされており(英国公正取引庁のホームページより)、通常、故意又は過失の存在が推認されているようである。

(注3) ドイツでは、自然人による秩序違反行為を前提として法人に対しても制裁金が賦課されること、自然人の行為に係る秩序違反行為の当否について故意又は過失の存在が要件とされている。法人への制裁金については、法人の代表権ある機関(取締役会等)又はその構成員である自然人が秩序違反行為を行った場合(自らが行った場合、又は下位の従業員等の自然人が行った秩序違反行為に係る選任監督責任を問われた場合(秩序違反法130条))において、これにより法人として課されている義務にも違反しているときに賦課されることとなる(同法30条)。実務上、のような取締役会等が違反に直接関与していたことの立証は困難である場合が多いことから、の取締役会等の選任監督義務違反を通じて法人に制裁金を賦課することが一般的である。その際、選任監督責任を免れ得るまでに無過失性を立証することは事実上困難であるとされている。(なお、この他、法人の代表権ある機関等たる自然人が行った秩序違反行為により、当該法人が利益を得た(又は得る蓋然性があった)場合にも、当該利益を剥奪する観点から、法人に対し制裁金を賦課することが可能。)

2 手続

(1) 行政処分の事前手続及び司法審査

	事前手続	行政審判の有無 (位置付け)	行政処分に不服がある場合の流れ (括弧内は行政機関における手続)	司法審査における審級省略の有無	司法審査における実質的証拠法則の有無
日本	意見申述,証拠提出の機会の付与を経て公正取引委員会が命令	(事後手続)	(公正取引委員会の命令 公正取引委員会による審判・審決) 東京高裁 最高裁		
アメリカ (注)	行政法判事による行政審判を経て連邦取引委員会が命令	(事前手続)	(連邦取引委員会の命令) 連邦控訴裁 連邦最高裁		
EU	聴聞の機会の付与を経て欧州委員会が決定	×	(欧州委員会の決定) 欧州第一審裁 欧州司法裁	×	×
イギリス	意見陳述の機会の付与を経て公正取引庁が決定	(外部組織)	(公正取引庁の決定 競争控訴審判所審判官による審判・決定) 控訴院 貴族院		×
フランス	聴聞の機会の付与を経て競争評議会が決定	×	(競争評議会の決定) パリ控訴院 破毀院		×
ドイツ	審問の機会の付与を経て連邦カルテル庁が決定	×	(連邦カルテル庁の決定) デュッセルドルフ高裁 連邦最高裁		×

(注) アメリカについては、連邦取引委員会による排除措置命令のための事件処理手続である。

(2) 行政審判

	審判官の資格要件	審判官の所属組織	審判官の判断
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審判手続を行うについて必要な法律及び経済に関する知識経験を有すること ・ 公正な判断をすることができること (独占禁止法第 3 5 条第 8 項) 	公正取引委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審判官は審決案を作成 ・ 公正取引委員会は審決案の内容を調査の上、それに拘束されずに審決する。
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ アメリカ国内における 7 年間以上の弁護士資格 ・ 7 年間以上の訴訟、行政機関での正式なヒアリングを主宰する等の実務経験 	連邦取引委員会 (連邦取引委員会に監督権限なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政法判事は仮決定を作成 ・ 連邦取引委員会は仮決定の内容を考慮に入れなければならないが、それに拘束されずに審決する。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審判長は、7 年の判事経験又は弁護士資格 ・ 審判長は、競争法又はその他関係法令等について適切な経験と知識を有すること 	競争控訴審判所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審判官は公正取引庁の決定に拘束されずに審決する。

(参考) 行政上の金銭的不利益処分に係る調査権限等

	立入検査権限 (許可状の要 () , 不要 (×))	自己負罪拒否特権 / 黙秘権の有無
日本	・ 間接強制権限 (×)	なし
アメリカ (注)	・ 間接強制権限 (×)	なし
E U	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間接強制権限 (×) ・ (事業所以外へ立入検査を行う場合) 直接強制権限 () 	強制権限を用いた違反認定に直結する質問に関し、事業者 (又は事業者のために供述する自然人) に対して自己負罪拒否特権を保障 (文書による回答の場合も、証言性を有すれば対象となる)
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ (要事前通知) 間接強制権限 (×) ・ (上記権限では物件提出がなされない場合) 間接強制権限 () 	E U における法解釈が適用される
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間接強制権限 (×) ・ 直接強制権限 () 	自然人・法人共に自己負罪拒否特権を保障
ドイツ	・ 直接強制権限 ()	自然人については黙秘権を保障

(注) アメリカについては、連邦取引委員会による排除措置命令のための事件処理手続である。

3 不公正な取引方法に対する規制

(注) 我が国の「不公正な取引方法」は「公正な競争を阻害するおそれ」であるところ、このように競争秩序への悪影響が「おそれ」の程度でも規制する国は限定的である。

(1) 廉売規制

	根拠法	違反行為の要件	違反行為に対する金銭的不利益処分	法執行機関
日本	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 6 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由がないのに費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に低い対価で供給 ・ 他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ ・ 公正な競争を阻害するおそれ 	なし	公正取引委員会
	独占禁止法第 3 条 (私的独占の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業者の事業活動を排除 ・ 一定の取引分野における競争を実質的に制限 	刑事罰	
アメリカ	シャーマン法第 2 条 (独占行為の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期的に競争業者を排除し長期的に競争を低下させることを目的として、適切な方法で計上される費用以下の価格設定 ・ 将来損失を埋め合わせる合理的見込み 	刑事罰(注 1)	司法省反トラスト局
	ロビンソン・パットマン法第 3 条		刑事罰	司法省反トラスト局 連邦取引委員会
EU	EC 条約第 8 2 条 (市場支配的地位の濫用の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場支配的地位にある事業者 ・ 平均変動費用以下の価格設定、又は排除の意図で平均変動費用以上平均総費用以下の価格設定 ・ 競争を妨げる効果 	制裁金	欧州委員会競争総局
イギリス	競争法第 18 条 (市場支配的地位の濫用の禁止)	(EU 規制と同じ)		公正取引庁
フランス	商法第 L.420 - 5 条 (注 4)	(メーカー及び加工を行う流通業者)(注 2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争業者を排除する目的で費用を下回る価格 ・ 競争業者を市場から排除する効果 	制裁金(注 3)	競争評議会
ドイツ	競争制限禁止法第 20 条第 4 項(注 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の競争者に対して優越的地位にある事業者が ・ 競争者排除の意図をもって ・ 原価を下回る価格で一時的ではなく販売 	制裁金	連邦カルテル庁

(注 1) 司法省は、当然違法の水平的協定(価格カルテル、入札談合、市場分割協定等)にのみ刑事手続を用いる方針であり(1998 年 ANTITRUST DIVISION MANUAL)、運用上、それ以外の行為に刑事罰が科されることはない。

(注 2) 加工を行わない流通業者に係る廉売規制については、競争者に損害を与える制限的行為として、経済・財政・産業省競争・消費者問題・不正行為防止総局が担当している(商法第 L.442-2 条)。

(注 3) これまで競争評議会が制裁金を課した事例はない。

(注 4) フランス、ドイツについては、競争侵害の程度によっては、EU 等と同様、市場支配的地位の濫用としても規制され得る。

(2) 優越的地位の濫用規制

	根拠法	違反行為の要件	違反行為に対する 金銭的不利益処分	法執行機関
日本	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 14 項)	<ul style="list-style-type: none"> 取引上の地位が相手方に優越していること (優越的地位) 優越的地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に、相手方に不利益を与えること 公正な競争を阻害するおそれ 	なし	公正取引委員会
アメリカ, EU, イギリス	(規制なし)			
フランス	商法第 L . 420 - 2 条	<ul style="list-style-type: none"> 相手方が相対的に経済的従属状態にある場合 販売拒絶, 抱き合わせ, 差別的行為などの濫用行為 競争の機能, 構造に影響を及ぼすおそれ 	制裁金 詐取の意図がある 場合は刑事罰	競争評議会
ドイツ	競争制限禁止法第 20 条 第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業が取引先を他の事業者に変更する十分かつ合理的な理由が存在しない程度に当該事業者に従属している場合 客観的に正当な理由なく, 取引に際して自己に有利な条件を設定 	制裁金 (注)	連邦カルテル庁

(注) 運用上, 禁止決定手続による事件処理手続をしており, 制裁金は科されていない。

(3) 再販売価格拘束規制

	根拠法	違反行為の要件	違反行為に対する 金銭的不利益処分	法執行機関
日本	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 12 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由がないのに相手方の販売価格の自由を拘束する条件を付けること ・ 公正な競争を阻害するおそれ 	なし	公正取引委員会
	独占禁止法第 3 条 (私的独占の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業者の事業活動を排除し, 又は支配する ・ 一定の取引分野における競争を実質的に制限 	課徴金 / 刑事罰	
アメリカ	シャーマン法第 1 条 (取引制限の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低再販売価格維持行為 	刑事罰 (注 1)	司法省反トラスト局
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高再販売価格維持行為 ・ 違法要素と合理性要素との比較衡量 		
EU	EC 条約第 8 1 条 (反競争的協定の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場の競争の機能を制限する目的 	制裁金	欧州委員会競争総局
		<ul style="list-style-type: none"> ・ (上の目的なしに) 競争を実質的に制限する効果 		
イギリス	競争法第 2 条 (反競争的協定の禁止)	(EU 規制と同じ)		公正取引庁
フランス	商法第 L . 420 条 - 1 条 (注 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格を人為的に引き上げ又は引き下げることによって市場の自由な作用に基づく価格決定に対する妨害 	制裁金 詐取の意図がある 場合は刑事罰	競争評議会
ドイツ	競争制限法第 14 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格を決定する自由を制限 	制裁金	連邦カルテル庁

(注 1) 司法省は、当然違法の水平的協定(価格カルテル、入札談合、市場分割協定等)にのみ刑事手続を用いる方針であり(1998 年 ANTITRUST DIVISION MANUAL), 運用上、それ以外の行為に刑事罰が科されることはない。

(注 2) 本規定以外の再販売価格拘束規制としては、競争者に損害を与える制限的行為として、経済・財政・産業省競争・消費者問題・不正行為防止総局が担当しているものがある(商法第 L .442-5 条)。